

## 生産性向上に取り組む、中小企業・小規模事業者向けの補助金の公募を開始します！

長引く物価高騰や深刻な人手不足など、中小企業等の抱える喫緊の課題に対応するためには、事業の生産性を向上させ「稼ぐ力」を安定・強化することが重要です。

そこで、県ではこのための新たな支援として、事業の効率化や経費節減など生産性向上に資する設備の導入費用の一部を補助する「令和6年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」、及び、小規模事業者を対象とした、デジタル化に向けた設備やシステムの導入を促進する「令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

### 1 補助制度の概要

補助金名	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
中小企業生産性向上促進事業費補助金	生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等	<ul style="list-style-type: none"><li>・工作機械やロボット導入等により従業員一人当たりの生産性が向上する事業</li><li>・自動調理器等を導入し、作業の一部を省人化する事業など</li></ul>	補助対象経費の1/2以内 （小規模事業者は2/3以内）	500万円 （下限額は25万円）
神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金	人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	<ul style="list-style-type: none"><li>・セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務を効率化する事業</li><li>・顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業など</li></ul>	補助対象経費の2/3以内	50万円

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。

### 2 中小企業生産性向上促進事業費補助金について

- (1) 補助対象者 県内中小企業者  
(通常補助率 1/2 以内、小規模事業者は補助率 2/3 以内)  
その他、詳細は公募要領をご確認ください。

- (2) 公募期間 令和6年4月1日(月曜日)から令和6年5月31日(金曜日)まで  
※先着順ではありません。
- (3) 事業実施期間 交付決定日から令和7年1月31日(金曜日)まで
- (4) 補助要件 付加価値額が年率平均1.5%以上増加する事業 など
- (5) その他 補助金の詳細は、別添1「令和6年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」  
をご確認ください。

### 3 神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金について

- (1) 補助対象者 県内小規模事業者  
その他、詳細は公募要領をご確認ください。
- (2) 公募期間 令和6年6月3日(月曜日)から令和6年11月29日(金曜日)まで  
※先着順に申請を受け付けし、予算額に達し次第公募を終了します。
- (3) 事業実施期間 交付決定日から令和7年1月31日(金曜日)まで
- (4) 補助要件 公益財団法人神奈川産業振興センターが主催する事前相談会への参加、又は、公益財団法人神奈川産業振興センター、各商工会及び商工会議所における個別相談を受けていること など
- (5) その他 補助金の詳細は、別添2「令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」をご確認ください。

### 4 ホームページ

- ・公募要領及び申請書類については、県ホームページをご確認ください。

<令和6年度中小企業生産性向上促進事業費補助金>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r6.html>

<令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金>

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo\\_digital/r6.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r6.html)

### 5 申請書類等提出先・問合せ先

申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、各補助制度の公募要領に記載の住所まで郵送してください。

<令和6年度中小企業生産性向上促進事業費補助金>

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=69825](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69825)

<令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金>

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=69818](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=69818)

【問合せ先】 神奈川県中小企業支援課補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

## 問合せ先

---

神奈川県産業労働局中小企業部

事業者支援担当課長 岸川 電話 045-285-0648

中小企業支援課補助金班 川合 電話 045-210-5556

## 神奈川県

## 令和 6 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金

## 1 事業の内容

物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業が、「稼ぐ力」の安定・強化を図り、その利益を原資とした賃上げによって、成長と分配の好循環を生み出していくことが重要です。

このため、生産性向上に資する設備導入等に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和 6 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和 6 年 4 月 1 日（月）午前 9 時から 令和 6 年 <b>5 月 31 日（金）午後 5 時まで</b>	申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。 e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 郵送先はホームページをご参照ください。

※ 5 月 31 日までの申請は全て受け付け、審査を行います（先着順ではありません。）。

※ 補助金の交付決定日から **令和 7 年 1 月 31 日（金）まで**に実施した事業が補助の対象となります。

## 2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等	・ 工作機械やロボット導入等により従業員一人当たりの生産性が向上する事業 ・ 自動調理器等を導入し、作業の一部を省人化する事業 など	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者は 2/3以内〕	500万円 〔下限額は 25万円〕

※ 同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

## 3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

〔 小規模事業者を除く中小企業者は補助率 1/2 以内、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に規定する小規模事業者は補助率 2/3 以内 〕

## 4 補助対象経費

経費の区分	内容	補助上限	
① 機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500 万円
② I T サービス導入費	補助事業の遂行に必要な I T サービスやシステムの導入・開発に要する経費	50 万円	
③ 施設工事費	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100 万円	

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和7年1月31日(金)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和7年1月31日(金))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和7年2月1日(土)以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

## 5 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) 付加価値額が年率平均1.5%増加する事業であること
- (2) 給与支給総額が増加する事業であること
- (3) 申請者が主体的に事業の遂行を行うこと
- (4) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (5) 令和5年4月1日までに創業していること

## 6 採択審査における加点措置

次の2つの事業者については、採択審査で加点します。

- ・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者

適正な取引を推進していくため、『パートナーシップ構築宣言』を行った事業者に対して、採択審査時に一定の加点を行います。

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

- ・事業継続力強化計画の認定を受けた事業者又は、申請中の事業者

中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策を行う第一歩として「事業継続力強化計画」の策定に取り組んでいただくため、採択審査時に一定の加点を行います。

<事業継続力強化計画ポータルサイト>

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp>

## 7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

## 8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手(発注・契約・登録・申込等)し、事業の完了(納品・工事完了等及び支払い)後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和7年2月7日(金)です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)します。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

### 問合せ先

生産性向上補助金事務局

受付時間：平日9時から17時まで

電話番号 045-315-3755 (4月1日に開通します)

ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r6.html>

## 神奈川県

## 令和 6 年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

## 1 事業の内容

人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和 6 年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和 6 年 6 月 3 日 (月) 午前 9 時から 令和 6 年 11 月 29 日 (金) 午後 5 時まで	申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。 e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 郵送先はホームページをご参照ください。

※先着順に申請を受け付け、予算額に達し次第公募を終了します。

※補助金の交付決定日から令和 7 年 1 月 31 日 (金) までに実施した事業が補助の対象となります。

## 2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	・セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務の効率化を図る事業 ・顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業 など	補助対象経費の 2/3 以内	50 万円

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

## 3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に規定する小規模事業者

## 4 補助対象経費

費目	内容	補助上限額
① IT サービス導入費	補助事業の遂行に必要なシステムの導入・開発に要する経費	—
② 機械装置等費	IT サービスを使用するために必要な機械装置等の購入に要する経費	— (ただし、一部上限あり)
③ ホームページ作成、改修費	補助事業の遂行に必要なホームページの作成、更新に要する経費	10 万円

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和 7 年 1 月 31 日 (金) までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日 (令和 7 年 1 月 31 日 (金)) までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和 7 年 2 月 1 日 (土) 以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

## 5 主な補助要件（その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。）

- （1）「企業経営の未病CHECKシート」を実施し、「店員」や「従業員」にリスク（＝人手不足）があることを確認していること（「店員」や「従業員」の項目が0点でないこと）
- （2）公益財団法人神奈川産業振興センターが主催する事前相談会への参加、又は、公益財団法人神奈川産業振興センター、各商工会及び商工会議所における個別相談を受けていること
- （3）営業利益率が向上する事業であること
- （4）申請者が主体的に事業の遂行を行うこと
- （5）令和5年4月1日までに創業していること

## 6 事前相談会の開催について

導入したシステム等を有効活用してもらうため、まずは自身の事業のどの部分をデジタル化することが効果的なのかなどについて、事前に相談する機会として、事前相談会を次のとおり開催します。

エリア	日程①	日程②	場所
横浜地区	4月23日（火）	5月16日（木）	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル13階
横須賀地区	4月25日（木）	5月23日（木）	横須賀市日の出町2-9-19 横須賀合同庁舎5階大会議室
厚木地区	5月8日（水）	5月14日（火）	厚木市水引2-3-1 日程①厚木合同庁舎1号館3階C会議室 日程②厚木合同庁舎2号館4階A会議室
平塚地区	5月10日（金）	5月30日（木）	平塚市松風町2-10 平塚商工会議所会議室
小田原地区	5月20日（月）	5月28日（火）	小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎3階E会議室

事業所所在地にかかわらず、どのエリアの相談会でもご参加いただけます。

参加には事前予約が必要です。

## 7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

## 8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和7年2月7日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

### 申請・問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

ホームページ：[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo\\_digital/r6.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r6.html)